

# 藤沢市人事行政の運営等の状況の公表

2024年11月

藤沢市総務部職員課

## はじめに

「藤沢市人事行政の運営等の状況について」をここに公表します。

「藤沢市人事行政の運営等の状況について」は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき定められた藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表するものです。

この公表は、地方公共団体の人事行政運営における公正性・透明性を確保するため、職員の任用、給与、勤務時間、分限、服務、研修等の状況及び公平委員会の業務の状況を、毎年広く市民に公表するものです。

なお、公表項目、公表方法、閲覧場所及びご意見・お問い合わせ先につきましては、次のとおりとなっています。

### 【公表項目】

- (1) 職員の任免及び職員数等に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- (6) 職員の服務の状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 【公表方法】

- (1) 閲覧場所を設けて閲覧に供する。
- (2) インターネット（ホームページ）を利用して閲覧に供する。

### 【閲覧場所】

- (1) 職員課
- (2) 市民相談情報課
- (3) 各市民センター
- (4) 藤沢・村岡公民館

### 【意見・問い合わせ先】

藤沢市総務部職員課

電 話 0466(25)1111 内線(2262)

E-mail fj-syokuin@city.fujisawa.lg.jp

目次	
1 職員の任免及び職員数等に関する状況	・・・ 3ページ
(1) 職員数の推移	
(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由	
(3) 年齢別職員構成の状況	
(4) 採用者の状況	
(5) 昇任制度の概要と実施状況	
(6) 希望降任制度の概要と実施状況	
(7) 転任（人事異動）制度の概要と実施状況	
(8) 退職者の状況	
(9) 再任用の状況	
(10) 身体障がい者及び知的障がい者の任用状況	
2 職員の人事評価の状況	・・・ 12ページ
(1) 職員の人事評価制度の概要	
(2) 人事評価結果の活用状況	
3 職員の給与の状況	・・・ 14ページ
(1) 人件費の状況	
(2) 職員給与費の状況	
(3) 特記事項	
(4) ラスパイレス指数の状況	
(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	
(6) 職員の初任給の状況	
(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
(8) 給料表の種類、級数、額等の概要	
(9) 一般行政職の級別職員数の状況	
(10) 昇給の実施状況	
(11) 高齢層職員の昇給抑制（停止）制度の概要	
(12) 職員の手当の状況	
(13) 特別職の報酬等の状況	
(14) 給与改定の概要	
(15) 給与の見直しの状況	
(16) 旅費の概要	
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	・・・ 27ページ
(1) 職員の勤務時間及び休憩時間の概要	
(2) 年次休暇の概要と取得状況	
(3) 特別休暇の概要と取得状況	
(4) 介護休暇の概要と取得状況	
(5) 病気休暇の概要と取得状況	
(6) 育児休業等の概要と取得状況	
(7) 自己啓発等休業等の概要と取得状況	
(8) 配偶者同行休業の概要と取得状況	
(9) 安全衛生管理体制の整備状況	
5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	・・・ 30ページ
6 職員のサービスの状況	・・・ 31ページ
(1) サービスに関する基本原則の概要	
(2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況	
(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況	
(4) 在籍専従退職制度の概要と許可の状況	
7 職員の退職管理の状況	・・・ 33ページ
(1) 部長級退職者の再就職届出の状況	
(2) 外郭団体等への管理職の再就職の状況	
8 職員の研修の状況	・・・ 34ページ
9 職員の福祉及び利益の保護の状況	・・・ 36ページ
(1) 共済組合の概要	
(2) 公務災害補償の概要と実施状況	
(3) 職員の健康診断等の概要	
(4) メンタルヘルスへの対応状況	
(5) セクシュアルハラスメントへの対応状況	
(6) その他職員福祉のための独自の制度の概要	
10 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て及び苦情処理）	・・・ 39ページ
(1) 苦情処理制度の概要と状況	
(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況	
(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況	

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員数の推移（各年4月1日現在）

部 門	年 度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数及び率
一般行政部門		1,854人	1,863人	1,892人	1,933人	1,934人	1,969人	115人 6.20%
教育部門		334人	333人	334人	329人	336人	335人	1人 0.30%
消防部門		464人	469人	468人	477人	470人	478人	14人 3.02%
普通会計計		2,652人	2,665人	2,694人	2,739人	2,740人	2,782人	130人 4.90%
公営企業等会計		1,039人	1,115人	1,108人	1,120人	1,132人	1,156人	117人 11.26%
合計	職員数	3,691人	3,780人	3,802人	3,859人	3,872人	3,938人	247人 6.69%
	増減数		89人	22人	57人	13人	66人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含みません。）

2 部門別職員数は、各年における地方公共団体定員管理調査において報告した数値です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 政 計 部 門	一 般				
	議会	14人	15人	1人	業務体制の見直し等
	総務	474人	479人	5人	業務体制の見直し等
	税務	120人	129人	9人	各事業への対応
	民生	563人	590人	27人	各事業への対応、育児休業代替任期付職員の配置等
	衛生	431人	418人	-13人	新型コロナウイルス対応解消等
	労働	5人	5人	0人	
	農水	26人	27人	1人	育児休業代替任期付職員の配置等
	商工	21人	21人	0人	
	土木	280人	285人	5人	各事業への対応、育児休業代替任期付職員の配置等
計	1,934人	1,969人	35人	人口1万人当たり職員数 44.23人 (参考) 類似団体 44.72人	
門	教育部門	336人	335人	-1人	育児休業代替任期付職員の配置、教育体制の強化
	消防部門	470人	478人	8人	普通退職者増
	小 計	2,740人	2,782人	42人	人口1万人当たり職員数 62.49人 (参考) 類似団体 60.60人
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	954人	971人	17人	医療体制の強化
	下水道	89人	91人	2人	ストックマネジメント関連業務への対応
	その他	89人	94人	5人	業務体制の見直し
	小 計	1,132人	1,156人	24人	人口1万人当たり職員数 25.97人
合 計	3,872人 [ 3,755人 ]	3,938人 [ 3,782人 ]	66人 [ 27人 ]	人口1万人当たり職員数 88.46人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含みません。）

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

3 類似団体（人口規模、産業構造が類似している団体）の人口1万人当たり職員数は、令和4年地方公共団体定員管理調査に基づく数字です。

(3) 年齢別職員構成の状況

①年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
令和6年	職員数 4人	296人	317人	435人	449人	416人	414人	434人	386人	334人	313人	140人	3,938人
	構成比 0.1%	7.5%	8.0%	11.0%	11.4%	10.6%	10.5%	11.0%	9.8%	8.5%	7.9%	3.6%	100.0%
5年前（元年）	職員数 19人	150人	415人	424人	436人	424人	436人	401人	329人	321人	292人	44人	3,691人
	構成比 0.5%	4.1%	11.2%	11.5%	11.8%	11.5%	11.8%	10.9%	8.9%	8.7%	7.9%	1.2%	100.0%
増 減	-15人	146人	-98人	11人	13人	-8人	-22人	33人	57人	13人	21人	96人	247人

(注) 職員数は、一般職に属する職員数です。

②全職員の平均年齢（各年4月1日現在）

年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
平均年齢	40.1歳	40.2歳	40.2歳	40.3歳	40.5歳	40.7歳	40.8歳

(注) 職種別の平均年齢は「3（5）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」に記載しています。

(4) 採用者の状況

採用方法は、試験による採用と選考による採用とがあります。

試験採用については、教養試験、適性試験、作文、面接などの試験を選考段階に応じて実施し、合格者を決定しています。

(注) 各表の下段は、女性の採用者数であり、内数です。

①職種別・採用方法別職員数

区 分	令和4年度中の採用者			令和5年度中の採用者		
	試験採用	選考採用	計	試験採用	選考採用	計
一般行政職	66人	1人	67人	77人	0人	77人
	40人	1人	41人	61人	0人	61人
技能労務職	15人	0人	15人	13人	0人	13人
	9人	0人	9人	4人	0人	4人
医療職	53人	56人	109人	68人	68人	136人
	50人	20人	70人	61人	16人	77人
消防職	17人	0人	17人	6人	0人	6人
	1人	0人	1人	0人	0人	0人
計	151人	57人	208人	164人	68人	232人
	100人	21人	121人	126人	16人	142人

(注) 臨時・非常勤職員は含みません。

②【令和4年度】採用試験の実施状況

《一般職員》

区分	一次試験実施時期	受験者	第一次合格者	第二次合格者	最終合格者	倍率	
事務職	(新卒)	2022年3月	1,163人	278人	131人	82人	14.2
			547人	160人	97人	68人	8.0
	(大卒)	6月	634人	31人	6人	3人	211.3
			279人	16人	3人	2人	139.5
	(障がい者)	12月	14人	14人	2人	0人	-
			4人	4人	1人	0人	-
	(福祉指導員)	6月・12月	39人	17人	5人	1人	39
			17人	7人	2人	0人	-

士	(新卒)	2022年3月	32人	20人	15人	9人	3.6
			6人	6人	6人	4人	1.5
木	(大卒)	6月	18人	4人	0人	0人	-
			2人	1人	0人	0人	-
建築 (大卒)	6月	25人	9人	5人	3人	8.3	
		11人	7人	4人	3人	3.7	
機械 (大卒)	1 2月	3人	3人	1人	0人	-	
		0人	0人	0人	0人	-	
保育士	6月・1 2月	71人	37人	17人	14人	5.1	
		61人	32人	16人	13人	4.7	
保健師	6月・1 2月	48人	18人	10人	5人	9.6	
		43人	17人	9人	5人	8.6	
獣医師・薬剤師	6月・1 2月	30人	15人	9人	2人	15.0	
		14人	7人	6人	2人	7.0	
技能 労務 職員	(環境業務員等)	1 2月	26人	26人	10人	2人	13.0
			1人	1人	0人	0人	-
	(環境業務員等・就職 氷河期世代)	1 2月	8人	8人	1人	1人	8.0
			1人	1人	0人	0人	-
(給食調理員)	6月・1 2月	50人	23人	9人	5人	10.0	
		33人	17人	7人	4人	8.3	
消 防 職	(大卒)	4月	243人	84人	23人	5人	48.6
			16人	6人	2人	0人	-
	(高卒・短大卒)	9月	198人	72人	18人	7人	28.3
			11人	3人	0人	0人	-

《育児休業等代替任期付職員》

区分	受験者	最終合格者	倍率
事務職	115人	51人	2.3
	82人	45人	1.8
福祉指導員	1人	1人	1.0
	1人	1人	1.0
土木	1人	1人	1.0
	0人	0人	-
保育士	25人	25人	1.0
	23人	23人	1.0
栄養士	2人	2人	1.0
	2人	2人	1.0
薬剤師	1人	1人	1.0
	1人	1人	1.0

※試験は随時実施。

市民病院職員の採用試験の実施状況（令和4年度）

区分	一次試験 実施時期	受験者	第一次 合格者	第二次 合格者	最終 合格者	倍率
医師	5月～ 3月	62人	62人	人	62人	1.0
		15人	15人	人	15人	1.0
薬剤師	9月～ 1 2月	4人	3人	人	2人	2.0
		1人	1人	人	1人	1.0

看護師	6月	58人	51人	人	51人	1.1
		55人	49人	人	49人	1.1
助産師	6月	5人	3人	人	3人	1.7
		5人	3人	人	3人	1.7
医療事務職	7月～ 9月	16人	7人	人	1人	16.0
		10人	3人	人	0人	-
診療放射線技師	7月～ 9月	18人	7人	人	2人	9.0
		8人	5人	人	2人	4.0
臨床検査技師	7月～ 9月	30人	9人	人	3人	10.0
		16人	6人	人	2人	8.0
理学療法士	8月～ 9月	4人	4人	人	1人	4.0
		0人	0人	人	0人	-
言語聴覚士	8月～ 9月	2人	2人	人	1人	2.0
		2人	2人	人	1人	2.0
臨床工学技士	7月～ 9月	11人	7人	人	2人	5.5
		5人	3人	人	2人	2.5
作業療法士	10月～ 1月	2人	2人	人	1人	2.0
		2人	2人	人	1人	2.0
看護助手	2月～ 3月	4人	4人	人	1人	4.0
		4人	4人	人	1人	4.0

### ③【令和5年度】採用試験の実施状況

《一般職員》

区分		一次試験 実施時期	受験者	第一次 合格者	第二次 合格者	最終 合格者	倍率
事務 職	(新卒)	2023年3月	609人	161人	80人	56人	10.9
			290人	88人	45人	33人	8.8
	(民間企業等経験者)	2023年3月	60人	4人	0人	0人	-
			13人	1人	0人	0人	-
	(障がい者)	12月	19人	10人	2人	0人	-
			5人	2人	0人	0人	-
(福祉指導員)	6月	26人	15人	8人	3人	8.7	
		12人	8人	4人	1人	12.0	
土 木	(新卒)	2023年3月	24人	16人	13人	9人	2.7
			4人	3人	2人	0人	-
	(民間企業等経験者)	2023年3月	4人	4人	2人	1人	4.0
			0人	0人	0人	0人	-
(大卒)	9月	7人	5人	3人	2人	3.5	
		0人	0人	0人	0人	-	
建築 (大卒)	6月・9月・12月	18人	13人	10人	5人	3.6	
		2人	2人	2人	1人	2.0	
電気・機械 (大卒)	6月・12月	18人	14人	5人	4人	4.5	
		1人	1人	0人	0人	-	
化学 (大卒)	9月	7人	7人	5人	3人	2.3	
		1人	1人	1人	0人	-	
保育士	6月・9月・12月	70人	62人	48人	41人	1.7	
		61人	55人	43人	36人	1.7	
保育士 (就職氷河期世代)	12月	5人	3人	3人	3人	1.7	
		5人	3人	3人	3人	1.7	
保健師	6月・9月	50人	25人	12人	6人	8.3	
		45人	23人	12人	6人	7.5	
管理栄養士	9月	47人	10人	4人	2人	23.5	
		43人	10人	4人	2人	21.5	
臨床検査技師	9月	6人	6人	3人	1人	6.0	
		4人	4人	2人	0人	-	

歯科医師		12月	21人	11人	5人	1人	21.0
			13人	7人	3人	0人	-
技能労働職員	(環境業務員等)	2023年3月・9月	46人	25人	14人	6人	7.7
			0人	0人	0人	0人	-
	(給食調理員)	2023年3月・9月	43人	13人	7人	5人	8.6
			32人	9人	6人	5人	6.4
	(給食調理員・就職氷河期世代)	9月	28人	6人	4人	1人	28.0
			24人	6人	4人	1人	24.0
消防職	(大卒)	①4/21~5/1	202人	72人	30人	19人	10.6
		②1/13・1/17	22人	7人	5人	2人	11.0
	(高卒・短大卒)	9/10~9/21	173人	104人	34人	15人	11.5
			13人	6人	3人	2人	6.5

《育児休業等代替任期付職員》

区分	受験者	最終合格者	倍率
事務職	64人	34人	1.9
	40人	24人	1.7
土木	1人	1人	1.0
	0人	0人	-
建築	2人	2人	1.0
	0人	0人	-
保育士	14人	13人	1.1
	13人	12人	1.1
学芸員	1人	1人	1.0
	1人	1人	1.0
保健師	2人	2人	1.0
	2人	2人	1.0
栄養士	5人	3人	1.7
	4人	2人	2.0
獣医師・薬剤師	1人	1人	1.0
	1人	1人	1.0
給食調理員	1人	1人	1.0
	1人	1人	1.0

※試験は随時実施。

市民病院職員の採用試験の実施状況（令和5年度）

区分	一次試験実施時期	受験者	第一次合格者	第二次合格者	最終合格者	倍率
医師	5月～3月	61人	61人	人	61人	1.0
		20人	20人	人	20人	1.0
薬剤師	6月～9月	9人	2人	人	2人	4.5
		7人	2人	人	2人	3.5
看護師	5月～6月	61人	38人	人	38人	1.6
		55人	35人	人	35人	1.6
助産師	5月～6月	5人	4人	人	4人	1.3
		5人	4人	人	4人	1.3
医療事務職	8月～9月	19人	10人	人	1人	19.0
		9人	8人	人	1人	9.0
診療放射線技師	12月	10人	2人	人	2人	5.0
		0人	0人	人	0人	-
臨床検査技師	7月～12月	33人	33人	人	3人	11.0
		23人	23人	人	2人	11.5
理学療法士	1月	2人	1人	人	1人	2.0
		2人	1人	人	1人	2.0
言語聴覚士	実施なし	人	人	人	人	-
		人	人	人	人	-



臨床工学技士	8月	8人	4人	人	1人	8.0
		3人	1人	人	1人	3.0
作業療法士	実施なし	人	人	人	人	-
		人	人	人	人	-
看護助手	1月	7人	2人	人	2人	3.5
		4人	1人	人	1人	4.0

(5) 昇任制度の概要と実施状況（職種別、級別）

各級において、下記の昇任基準に従い、原則として内部の職員から選考し、上位の職に昇任をしています。

①行政職給料表（1）

2級	下表に定める期間1級に在級した職員のうち、年齢25歳以上、かつ、1級30号給（消防職にあっては、1級38号給）以上の者で勤務成績が良好なもの。				
	区分	高校卒	短大2卒	短大3卒	大学卒
	必要在級年数	5年6月以上	5年以上	4年9月以上	4年6月以上
3級	2級に3年以上在級した職員のうち、年齢満30歳以上で勤務成績が良好な者。				
4級	3級に3年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
5級	4級に4年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
6級	5級に4年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
7級	6級に5年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
8級	7級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				

②行政職給料表（2）

2級	1級在級期間3年以上の職員のうち、勤務成績が良好である者。 ※上記に定める者のほか、年齢40歳（4月1日における年齢）に達し、かつ、1級在級1年6月以上の職員のうち、市長が認める者。
3級	2級在級期間4年以上の職員のうち、勤務成績が良好である者。 ※上記に定める者のほか、年齢50歳（4月1日における年齢）に達し、かつ、2級在級2年以上の職員のうち、市長が認める者。
4級	在職期間18年以上、3級在級期間10年以上で年齢38歳以上の職員のうち、勤務成績が良好である者。 ※上記に定める者のほか、年齢56歳（4月1日における年齢）に達し、かつ、3級在級5年以上の職員のうち、市長が認める者。

③医療職給料表（1）

2級	1級に4年9月以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
3級	2級に5年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
4級	3級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。
5級	4級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。

④医療職給料表（2）

2級	下表に定める期間1級に在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
	区 分	短大2卒	短大3卒	大学卒	大学6卒
	必要在級年数	5年以上	4年9月以上	4年6月以上	4年以上
3級	下表に定める期間在職した年齢32歳以上の職員のうち、勤務成績が良好な者。				
	区 分	短大2卒	短大3卒	大学卒	大学6卒
	必要在級年数	3年9月以上	3年6月以上	3年3月以上	2年9月以上
4級	3級に3年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
5級	4級に2年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
6級	5級に2年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
7級	6級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				
8級	7級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。				

⑤医療職給料表（3）

3級	下表に定める期間在職した職員のうち、勤務成績が良好な者。			
	区 分	短大2卒	短大3卒	大学卒
	必要在級年数	5年9月以上		4年9月以上
4級	下表に定める期間在職した年齢42歳以上の職員のうち、勤務成績が良好な者。			
	区 分	短大2卒	短大3卒	大学卒
	必要在級年数	6年3月以上	5年3月以上	
5級	4級に2年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。			
6級	5級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。			
7級	6級に1年以上在級した職員のうち、勤務成績が良好な者。			

⑥女性職員の管理職への任用（各年4月1日現在）

年 度	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人 数	157人	165人	169人	166人	174人	183人	178人
全常勤職員に占める割合	4.3%	4.5%	4.6%	4.4%	4.6%	4.7%	4.6%
全管理職に占める割合	21.6%	22.7%	23.4%	23.3%	24.1%	25.2%	24.8%

(6) 希望降任制度の概要と実施状況

分限処分（5①参照）によらず本人の希望又は同意に基づき下位の職に任命（降任）する制度を平成17年11月から実施しています。

①親の介護、子の育児、本人の病気で職務の軽減が必要な場合

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 数	1人	0人	3人	3人	1人	0人	0人

②職責増大によりその職責を果たすことが身体的、精神的に困難である場合

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 数	0人	0人	1人	0人	2人	3人	0人

③その他の場合

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(7) 転任（人事異動）制度の概要と実施状況（各年4月1日現在）

職員を昇任及び降任以外の方法で他の職員の職に任命することをいいます。

令和4年度

区 分	市長部局	教育委員会	その他	合計
部長・参事級	13人	0人	1人	14人
課長・主幹級	33人	4人	0人	37人
課長補佐級	39人	0人	1人	40人
そ の 他	229人	12人	4人	245人
合 計	314人	16人	6人	336人

令和5年度

区 分	市長部局	教育委員会	その他	合計
部長・参事級	14人	1人	2人	17人
課長・主幹級	40人	2人	3人	45人
課長補佐級	42人	0人	1人	43人
そ の 他	250人	6人	3人	259人
合 計	346人	9人	9人	364人

(注) 1 「教育委員会」には、校長、教頭、教諭等は含みません。

2 病院及び消防は除きます。

(8) 退職者の状況

退職には、以下の事由の退職があります。

- ①定年退職：定年（原則60歳）により退職する場合
- ②応募認定退職：早期退職募集に応募をし、認定を受けて退職すべき期日に退職する場合
- ③自己都合退職：本人の都合により退職する場合
- ④その他：死亡による退職等

事由別退職者の数  
令和4年度

区 分	定 年	応募認定	自己都合等	その他	計
一般行政職	25 人	0 人	50 人	20 人	95 人
技能労務職	14 人	0 人	3 人	1 人	18 人
医 療 職	7 人	0 人	117 人	9 人	133 人
消 防 職	16 人	0 人	4 人	1 人	21 人
福 祉 職	6 人	0 人	12 人	2 人	20 人
計	68 人	0 人	186 人	33 人	287 人

令和5年度

区 分	定 年	応募認定	自己都合等	その他	計
一般行政職	15 人	0 人	47 人	18 人	80 人
技能労務職	1 人	0 人	3 人	2 人	6 人
医 療 職	4 人	0 人	88 人	18 人	110 人
消 防 職	4 人	0 人	12 人	1 人	17 人
福 祉 職	1 人	0 人	8 人	2 人	11 人
計	25 人	0 人	158 人	41 人	224 人

(9) 再任用の状況（各年4月1日現在）

再任用とは、定年退職者が持つ豊かな知識と経験を公務内に活用していくため、能力と意欲のある定年退職者を再雇用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短い時間勤務する短時間勤務職員があります。

職 種	常 時 勤 務		短 時 間 勤 務		計	
	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年
一般行政職	57 人	39 人	32 人	38 人	89 人	77 人
技能労務職	40 人	31 人	13 人	14 人	53 人	45 人
医 療 職	11 人	9 人	3 人	2 人	14 人	11 人
消 防 職	7 人	6 人	3 人	0 人	10 人	6 人
福 祉 職	3 人	2 人	23 人	19 人	26 人	21 人
計	118 人	87 人	74 人	73 人	192 人	160 人

(注) 1 職種は再任用時の職種です。

2 この表を除き、再任用短時間勤務職員は、職員数に含んでいません。

(10) 身体障がい者及び知的障がい者の任用状況（各年6月1日現在）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
雇 用 率	2.50%	2.38%	2.08%	2.79%	2.63%	2.61%	2.86%
人 数	51 人	46 人	52 人	69 人	66 人	69 人	76 人
換算後人数	61.5 人	60 人	67 人	90.5 人	87 人	89 人	97.5 人

(注) 法定雇用率は、平成25年度～29年度は2.30%、平成30年度から2.50%、令和3年から2.60%、令和6年から2.80%になりました。

## 2 職員の人事評価の状況

### (1) 職員の人事評価制度の概要

職員の職務で発揮された能力や業績について、毎年評価を行い、評価結果を昇任・昇格、給与などに反映させています。

#### ① 評価者

評価対象者	一次評価者	二次評価者
部長等	副市長	-
担当部長	部長	副市長
所長等	部長等	-
課長等	所長等	部長等
課長補佐等	課長等	所長等
主査等以下	課長補佐等	課長等

#### ② 能力、意識・行動評価の概要

評定要素	主任等以下	主査等	課長補佐等	課長等以上	部長	
能力 評価	評価項目	役割認識・判断力				
		説明力	説明力・交渉力・折衝力			
		組織内コミュニケーション・協調性				
		積極性・連携				
		知識	知識・見識			
		実務能力	政策形成能力		政策形成構想	
		業務遂行・課題意識	業務遂行・業務改善			
		業務継続	部下の指導・育成			
		責任感・倫理・コンプライアンス・接遇				
		主査としての素養	管理職としての素養	マネジメント力		
評定期間	4月1日から翌年3月31日まで					
評価段階	6段階評価					

#### ③ 業績評価の概要

評定要素	説明
業績 評価	評価項目
	仕事の質
	仕事の量
	仕事の効率
	設定目標数
課長等以上	4
課長補佐等	3
主査等以下	2
評定期間	4月1日から翌年3月31日
評価段階	6段階評価

#### ④ 昇給号数

区分	A	B	C	D	E
一般職員	6	5	4	3又は2	0
56歳以上職員	4	3	2	1	0

- A : 勤務成績が極めて良好である職員
- B : 勤務成績が良好である職員
- C : 勤務成績が標準的である職員
- D : 勤務成績がやや良好でない職員
- E : 勤務成績が良好でない職員

(2) 人事評価結果の活用状況

評価結果の活用については、次のとおりです。

活用分野		活用の状況	
		管理職	管理職以外
任用 管理	昇任・昇格	○	○
	転任	○	○
給与上 の処遇	昇給	○	×
	勤勉手当	○	×
分限		○	○
人材育成		○	○

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

区 分	住民基本台帳人口 (各年度1月1日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
令和3年度	439,416 人	177,139,296 千円	6,793,224 千円	27,426,130 千円	15.5%
令和4年度	443,053 人	174,807,470 千円	5,310,391 千円	28,190,313 千円	16.1%
令和5年度	445,177 人	169,283,856 千円	5,732,795 千円	28,008,682 千円	16.5%

(注) 1 人件費は、普通会計で分析されます。

2 普通会計とは、地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるよう総務省が行っている「地方財政状況調査」の分析方法です。

#### (2) 職員給与費の状況

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

##### ①普通会計決算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費	1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	類似団体
令和3年度	2,665 人	9,702,419 千円	4,073,320 千円	4,584,605 千円	18,360,344 千円	6,889 千円	6,535 千円
令和4年度	2,697 人	9,887,258 千円	4,044,968 千円	4,722,743 千円	18,654,969 千円	6,917 千円	6,533 千円
令和5年度	2,740 人	10,119,754 千円	4,067,464 千円	4,851,106 千円	19,038,324 千円	6,948 千円	6,522 千円

(注) 1 職員手当には、退職手当は含まれていません。

2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

4 類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している地方公共団体を指します。

##### ②全会計予算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
令和6年度	3,899 人	15,295,836 千円	6,947,643 千円	6,946,453 千円	29,189,932 千円	7,487 千円

(注) 職員手当には、退職手当は含まれていません。

#### (3) 特記事項

平成19年4月から給与構造改革により給料表の再編を行い、給料を平均3.15%引き下げ

平成20年7月から産科医の確保を図るため、特殊勤務手当に分娩業務手当を追加

平成21年4月から特殊勤務手当を3種類廃止し、15種類に改定

平成21年4月から給与改定により、給料を平均0.15%引き下げ、期末・勤勉手当支給割合を0.35月分引き下げ

平成22年4月から特殊勤務手当を3種類廃止し、12種類に見直し

平成22年4月から給与改定により、給料を平均0.20%引き下げ、期末・勤勉手当支給割合を0.20月分引き下げ

平成22年12月より、55歳超の管理職職員について、給料及び管理職手当を1.5%減額

平成23年4月から給与改定により、給料を平均0.20%引き下げ

平成24年10月から平均1.45%の給料減額措置を実施（平成28年3月まで）

平成26年4月から給与改定により、給料を平均0.39%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.15月分引き上げ

平成27年4月から給与改定により、給料を平均0.45%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.1月分引き上げ

平成28年4月から給与制度の総合的見直しを行い、給料を平均2.97%引き下げ（給料の引き下げを行わない医療職給料表（1）適用職員を含む引き下げ率。）

平成28年4月から給与改定により、給料を平均0.18%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.1月分引き上げ

平成29年4月から給与改定により、給料を平均0.19%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.1月分引き上げ

平成30年4月から給与改定により、給料を平均0.21%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.05月分引き上げ

平成31年4月から給与改定により、給料を平均0.17%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.05月分引き上げ

令和2年4月から給与改定により、期末・勤勉手当支給割合を0.05月分引き下げ

令和3年4月から給与改定により、期末・勤勉手当支給割合を0.15月分引き下げ

令和4年4月から給与改定により、給料を平均0.38%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.1月分引き上げ

令和5年4月から給与改定により、給料を平均1.24%引き上げ、期末・勤勉手当支給割合を0.1月分引き上げ

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数の算出方法：市職員と国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、市職員の構成が国家公務員と同一であると仮定のうえ、区分ごとに市職員と国家公務員の給料を比較して算出します。

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
藤 沢 市	101.9	101.6	101.4	101.4	101.2	101.1	101.1
県内市町村平均	100.7	100.5	100.3	100.2	100.0	100.1	99.8
全 国 市 平 均	99.1	99.1	98.9	98.9	98.8	98.7	98.6
類似団体平均	100.8	100.5	100.2	100.1	100.0	99.9	99.7

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	41.7 歳	319,339 円	445,294 円	409,724 円
神 奈 川 県	41.4 歳	327,306 円	- 円	- 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	41.9 歳	317,753 円	431,129 円	378,405 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

3 類似団体（人口規模、産業構造が類似している団体）の数値は、令和4年地方公務員給与実態調査に基づく数字です。



②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)	
藤 沢 市	50.1 歳	413 人	322,552 円	408,043 円	388,309 円	-	- 歳	- 円	-	
内 訳	清 掃 職 員	49.5 歳	162 人	322,164 円	428,300 円	395,614 円	廃棄物処理業従事者	47.3 歳	310,800 円	1.38
	学 校 給 食 調 理 員	50.3 歳	94 人	313,822 円	372,639 円	367,603 円	調 理 士	42.9 歳	284,700 円	1.31
	用 務 員	51.6 歳	66 人	331,733 円	408,264 円	399,212 円	用 務 員	49.1 歳	241,700 円	1.69
	自 動 車 運 転 手	51.8 歳	10 人	361,720 円	500,425 円	432,800 円	自家用乗用自動車運転者	62.3 歳	239,600 円	2.09
	電 話 交 換 手	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
	そ の 他	49.6 歳	81 人	321,140 円	397,022 円	383,351 円	-	- 歳	- 円	-
神 奈 川 県	48.4 歳	97 人	350,066 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-	
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	- 円	330,553 円	-	- 歳	- 円	-	
類似団体	52.0 歳	95 人	323,236 円	387,726 円	365,170 円	-	- 歳	- 円	-	

区 分	参 考			
	年収ベース (試算値) の比較			
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D	
藤 沢 市	6,641,216 円	- 円	-	
内 訳	清 掃 職 員	6,890,900 円	4,321,100 円	1.59
	学 校 給 食 調 理 員	6,139,068 円	3,698,600 円	1.66
	用 務 員	6,659,768 円	3,253,900 円	2.05
	自 動 車 運 転 手	8,066,600 円	3,028,300 円	2.66
	電 話 交 換 手	- 円	- 円	-
	そ の 他	6,532,964 円	- 円	-

- (注) 1 民間のデータは、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」において公表されている令和2年～令和4年の3ヶ年平均データを使用しています。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	38.1 歳	312,768 円	457,547 円	409,535 円
神 奈 川 県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	- 歳	- 円	- 円	- 円
類似団体	38.8 歳	306,951 円	414,963 円	364,598 円

④福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	37.4 歳	282,675 円	346,139 円	334,298 円
神 奈 川 県	40.2 歳	323,622 円	- 円	- 円
国	44.1 歳	- 円	- 円	- 円
類似団体	39.9 歳	292,394 円	355,335 円	332,859 円

⑤医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	38.6 歳	428,917 円	1,056,516 円	877,489 円
神 奈 川 県	44.0 歳	455,632 円	- 円	- 円
国	53.9 歳	515,073 円	- 円	845,153 円
類似団体	39.4 歳	485,485 円	1,016,439 円	723,009 円

⑥薬剤師・医療技術職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	39.2 歳	309,061 円	456,122 円	382,867 円
神 奈 川 県	42.7 歳	328,494 円	- 円	- 円
国	46.9 歳	318,619 円	- 円	362,560 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円	- 円

⑦看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	37.3 歳	302,081 円	423,989 円	365,175 円
神 奈 川 県	51.1 歳	354,755 円	- 円	- 円
国	48.1 歳	325,124 円	- 円	365,921 円
類似団体	39.7 歳	299,451 円	395,612 円	342,570 円

⑧全職員

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤 沢 市	40.8 歳	317,162 円	458,733 円	412,754 円
神 奈 川 県	41.3 歳	326,249 円	- 円	405,439 円
国	42.0 歳	336,041 円	- 円	414,801 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円	- 円

(6) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	藤 沢 市		神 奈 川 県 の初任給	国の初任給	神奈川県内民間 企業の初任給
	初 任 給	2年後の給料			
一般行政職	大学卒	205,800 円	213,500 円	202,400 円	総合職 200,700 円 一般職 196,200 円 227,029 円
	短大2卒	191,400 円	201,300 円	184,600 円	
	高校卒	176,600 円	183,600 円	170,900 円	一般職 166,600 円 194,568 円
技能労務職	25歳採用	210,000 円	216,500 円	- 円	- 円
消 防 職	大学卒	211,700 円	220,000 円	- 円	- 円
	高校卒	185,000 円	193,700 円	- 円	- 円
医 師 ・ 歯科医師職	医大卒	298,100 円	316,700 円	302,200 円	264,700 円
薬 剤 師	大学6卒	232,900 円	238,500 円	228,800 円	222,700 円
医 療 技 術 職	大学卒	213,300 円	219,600 円	208,800 円	202,800 円
	短大3卒	207,600 円	213,300 円	201,700 円	193,500 円
看 護 ・ 保 健 職	大学卒	243,300 円	250,700 円	230,800 円	228,500 円
	短大3卒	238,300 円	245,000 円	225,800 円	218,800 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年 平均給料月額	経験年数20年 平均給料月額	経験年数25年 平均給料月額	経験年数30年 平均給料月額
一般行政職	大学卒	265,580 円	358,330 円	399,228 円	411,029 円
	短大2卒	- 円	- 円	352,000 円	411,500 円
	高校卒	- 円	331,000 円	363,060 円	408,738 円
技能労務職		217,700 円	275,745 円	328,092 円	369,267 円
消防職	大学卒	274,567 円	363,357 円	383,500 円	397,400 円
	高校卒	249,383 円	337,450 円	367,400 円	400,350 円
医師・歯科医師職		407,667 円	487,467 円	517,320 円	579,200 円
薬剤師・医療技術職		266,875 円	333,929 円	370,600 円	407,400 円
看護・保健職		265,061 円	325,371 円	353,504 円	374,592 円

(8) 給料表の種類、級数、額等の概要（令和6年4月1日現在）

職員の給料については、職務の内容に応じて区分される「給料表」と、職務の複雑さ、困難さ、責任の度合いにより区分される「級」と、給料表と級に応じて定められている「号給」ごとに決められています。

（単位：百円）

種 類	適用人数	給 料 月 額								
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
行政職給料表(1)	2,596 人	最高号給額	2,925	3,536	3,891	3,962	4,071	4,346	4,568	5,137
		最低号給額	1,726	2,236	2,710	2,933	3,175	3,528	3,950	4,404
行政職給料表(2)	413 人	最高号給額	2,518	2,961	3,536	3,939	3,962			
		最低号給額	1,637	1,778	2,089	2,710	2,933			
医療職給料表(1)	167 人	最高号給額	3,996	4,929	5,454	6,013	6,400			
		最低号給額	2,909	3,500	3,872	7,440	5,425			
医療職給料表(2)	161 人	最高号給額	2,897	3,324	3,569	3,909	4,077	4,153	4,401	4,989
		最低号給額	1,954	2,324	2,607	2,867	3,247	3,383	3,660	4,299
医療職給料表(3)	599 人	最高号給額	2,964	3,303	3,663	3,859	3,985	4,340	4,615	
		最低号給額	1,979	2,291	2,623	2,730	2,924	3,312	3,686	

(9) 一般行政職の級別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	標準的な職	職員数	令和6年 の構成比	1年前の 構成比(R5年)	2年前の 構成比(R4年)	3年前の 構成比(R3年)	5年前の 構成比(元年)
8 級	部長	18 人	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
7 級	参事	58 人	3.6%	3.7%	3.7%	4.0%	4.3%
6 級	課長	150 人	9.3%	9.5%	9.5%	9.6%	9.9%
5 級	課長補佐	206 人	12.8%	12.8%	13.2%	13.4%	13.3%
4 級	上級主査	248 人	15.4%	15.0%	14.8%	14.7%	13.5%
3 級	主査	251 人	15.6%	16.0%	15.9%	16.0%	14.7%
2 級	主任	389 人	24.2%	26.4%	27.3%	26.5%	24.0%
1 級	事務員・技術員	288 人	17.9%	15.6%	14.5%	14.7%	19.0%
計		1,608 人	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1 藤沢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職とは、それぞれの級に該当する代表的な職です。

(10) 昇給の実施状況

① 査定昇給

7月1日から翌年6月30日までの1年間の勤務成績により、7月1日に5段階の区分で昇給します。

一般行政職の令和5年4月2日から令和6年4月1日までにける運用

区 分	管理職職員		管理職職員以外	
人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○		
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	未定			

令和5年7月の昇給期

区 分	A	B	C	D	E
一 般 職 員	6	5	4	3又は2	0
56歳以上職員	4以上	3	2	1	0
令和5年7月1日 該 当 職 員 数	0 人	0 人	3,426 人	53 人	82 人

令和6年7月の昇給期

区 分	A	B	C	D	E
一 般 職 員	6	5	4	3又は2	0
56歳以上職員	4以上	3	2	1	0
令和6年7月1日 該 当 職 員 数	0 人	0 人	3,445 人	62 人	81 人

② その他の昇給

①以外に昇給できる場合としては、次のようなものがあります。

- ・業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合
- ・職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合
- ・生命をとじて職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がいの状態になった場合

(11) 高齢層職員の昇給抑制（停止）制度の概要（各年4月1日現在）

高齢層職員の昇給抑制（停止）制度とは民間企業等との均衡を図るため、一定年齢以上の職員について、昇給抑制したり昇給停止したりする制度です。

なお、本市では昇給抑制制度を採用しており、査定昇給時の昇給号給数を2分の1としています。

区 分	藤 沢 市		国		該 当 職 員 数				
	昇給抑制	昇給停止	昇給抑制	昇給停止	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
一般行政職	56 歳	55 歳	55 歳	55 歳	183 人	173 人	179 人	182 人	188 人
技能労務職	56 歳	57 歳	57 歳	57 歳	60 人	63 人	73 人	82 人	87 人
医療職（医師を除く。）	56 歳	55 歳	55 歳	55 歳	18 人	18 人	18 人	26 人	26 人
医療職（医師）	61 歳	57 歳	57 歳	57 歳	2 人	2 人	2 人	2 人	0 人

(12) 職員の手当の状況

職員は、以下の手当が支給されます。

期末手当・勤勉手当：民間企業のボーナス等に相当する手当

退職手当：退職したときに支給される一時金

地域手当：民間における賃金等を考慮して職員に支給される手当

特殊勤務手当：危険、困難、不健康な業務等に従事したときに支給される手当

時間外勤務手当：正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当

その他、扶養手当、住居手当、通勤手当等があります。

①期末手当・勤勉手当

区 分	藤 沢 市			神 奈 川 県			国		
	令和5年度支給割合			令和5年度支給割合			令和5年度支給割合		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月 期	1.200 月分 (0.675) 月分	1.000 月分 (0.475) 月分	2.200 月分 (1.150) 月分	1.200 月分 (0.675) 月分	1.000 月分 (0.475) 月分	2.200 月分 (1.150) 月分	1.200 月分 (0.675) 月分	1.000 月分 (0.475) 月分	2.200 月分 (1.150) 月分
1 2 月 期	1.250 月分 (0.700) 月分	1.050 月分 (0.500) 月分	2.300 月分 (1.200) 月分	1.250 月分 (0.700) 月分	1.050 月分 (0.500) 月分	2.300 月分 (1.200) 月分	1.250 月分 (0.700) 月分	1.050 月分 (0.500) 月分	2.300 月分 (1.200) 月分
計	2.45 月分 (1.38) 月分	2.05 月分 (0.98) 月分	4.50 月分 (2.35) 月分	2.45 月分 (1.38) 月分	2.05 月分 (0.98) 月分	4.50 月分 (2.35) 月分	2.45 月分 (1.38) 月分	2.05 月分 (0.98) 月分	4.50 月分 (2.35) 月分
加算措置 の 状 況	・役職加算5～20% ・管理職加算なし			・役職加算5～20% ・管理職加算10～20%			・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%		
1人当たりの 平均支給額	令 和 5 年 度 1,725 千円			令 和 4 年 度 1,708 千円			令 和 5 年 度 公表データなし		

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

一般行政職の勤勉手当への人事評価の活用状況（令和5年度中における運用）

区 分	管理職職員		管理職職員以外	
人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	未定			

令和4年6月期における区分内訳

区 分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好な職員	勤務成績がやや良好な職員
該当職員数	47人	96人	3,899人	5人

令和4年12月期における区分内訳

区 分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好な職員	勤務成績がやや良好な職員
該当職員数	47人	96人	3,894人	5人

令和5年6月期における区分内訳

区 分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好な職員	勤務成績がやや良好な職員
該当職員数	35人	114人	3,872人	8人

令和5年12月期における区分内訳

区 分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好な職員	勤務成績がやや良好な職員
該当職員数	0人	35人	3,989人	5人

令和6年6月期における区分内訳

区 分	勤務成績が特に優秀な職員	勤務成績が優秀な職員	勤務成績が良好な職員	勤務成績がやや良好な職員
該当職員数	9人	38人	4,035人	4人

(注) 勤務成績がやや良好な職員の区分には、懲戒処分を受けた者を含みます。

②退職手当(令和6年4月1日現在)

区 分	藤 沢 市		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～45%加算		定年前早期退職特例措置2～45%加算	
令和5年度決算額	958,593 千円	0 千円	- 千円	- 千円
退職者数	183 人	0 人	- 人	- 人
1人当たり平均支給額	5,238 千円	0 千円	- 千円	- 千円

(注) 1 退職者数は、退職手当を支給されない職員を除いています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（令和6年4月1日現在）

区 分	藤 沢 市	国
支給対象職員数（令和6年4月実績）	3,938 人	4 級地 1 2 % 支 給 地 域
支給職員1人当たり平均支給月額（令和6年4月実績）	45,069 円	
支給実績（令和5年度決算）	2,087,946 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	536,196 円	

（注） 地域手当は、地域における給与水準の不均衡を調整するために支給される手当です。

県内他市の状況

支給率	団 体 名								
16.0%	横 浜 市	川 崎 市	厚 木 市						
15.0%	鎌 倉 市								
13.0%	藤 沢 市								
12.0%	相 模 原 市	逗 子 市	座 間 市	海 老 名 市					
10.0%	横 須 賀 市	平 塚 市	小 田 原 市	茅 ヶ 崎 市	大 和 市	伊 勢 原 市	綾 瀬 市		
6.0%	三 浦 市	秦 野 市							
0.0%	南 足 柄 市								

④特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

区 分	藤 沢 市
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年4月実績）	30.8%
支給職員1人当たり平均支給月額（令和6年4月実績）	19,701 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度決算）	42.7%
支給実績（令和5年度決算）	308,100 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	185,297 円

手当の種類（12種類）

手 当 の 名 称	主な支給対象課	主な支給対象業務	支給実績 令和5年度決算	左記職員に対する支給単価	
徴 収 手 当	納税課	差押・公売処分	659 千円	1 件	500 円
福 祉 業 務 手 当	生活援護課	福祉業務に従事	4,815 千円	1 勤務	400 円
放 射 線 取 扱 手 当	市民病院・保健所	放射線を照射する作業に従事	5,539 千円	1 勤務	400 円以内
感 染 症 業 務 手 当	市民病院・保健所	感染症患者等に対する医療等に従事	7,650 千円	1 勤務	400 円
有 害 物 取 扱 手 当	環境保全課・保健所	土壌汚染・水質汚濁等の分析作業	997 千円	1 勤務	300 円
清 掃 作 業 手 当	環境事業センター	ごみの収集・廃棄・終末処理作業	18,043 千円	1 勤務	900 円以内
現 場 作 業 手 当	道路維持課	夏期等の道路、下水道施設の維持補修作業	8,964 千円	1 勤務	500 円以内
高 所 等 作 業 等 手 当	消防	10m以上の高所での作業	40 千円	1 勤務	500 円以内
救 急 作 業 手 当	消防	傷病者の搬送	15,413 千円	1 作業	510 円以内
死 体 取 扱 手 当	市民病院・消防	死後処置等に従事	1,115 千円	1 件	1,500 円以内
夜 間 医 療 等 従 事 手 当	市民病院	深夜における看護等の業務に従事	2,229,595 千円	1 勤務	12,000 円以内
分 娩 業 務 手 当	市民病院	分娩・周産期医療に従事	15,271 千円	1 件	50,000 円以内

※感染症業務手当については、令和2年度から令和5年5月まで新型コロナウイルス感染症対応に係る業務について、3,000円又は4,000円の手当を支給していました。

⑤時間外勤務手当（休日・夜間勤務手当含む）

区 分	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 決 算	令和4年度 決 算	令和5年度 決 算
支給実績	1,613,366 千円	1,453,277 千円	1,556,643 千円	1,515,388 千円	1,569,476 千円
職員1人当たり平均支給年額	423 千円	371 千円	397 千円	389 千円	403 千円
職員1人当たり平均支給月額	34,964 円	30,551 円	32,734 円	32,067 円	33,239 円
職員1人当たり1月平均時間外勤務時間数	11.03 時間	9.77 時間	10.30 時間	10.55 時間	10.15 時間
平均時間外勤務時間数前年度比		88.6%	105.4%	102.4%	96.2%

⑥その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	支給対象者・支給内容	国の制度 との異動	藤沢市の 支給金額	国 の 支給金額	支給職員1人当たり 平均支給月額（令和 6年4月実績）	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額（令和 5年度決算）
初任給調整手当	医 師	国と異なる	78,000円～ 308,600円	27,300円～ 414,300円	298,752 円	557,465 千円	3,114,330 円
	助 産 師	国と異なる	2,000円	-	2,000 円		
扶 養 手 当	配 偶 者	国と異なる	7,800円	6,500円	23,820 円	437,615 千円	278,558 円
	子	国と異なる	11,200円	10,000円			
	父 母 等	国と異なる	7,800円	6,500円			
	満16歳から満22歳の特定期間に対する加算	国と同じ	5,000円	5,000円			
住 居 手 当	自ら居住するため住宅を賃借している職員 ・ その所有に係る住宅に居住している職員	国と異なる	限度額 28,000円	限度額 28,000円	17,830 円	588,776 千円	213,479 円
通 勤 手 当	交通機関利用職員 ・ 交通用具使用職員	国と異なる	運賃相当額 （新幹線等特別急行 列車の利用は認めて いない）	限度額 55,000円 （新幹線等特別急行 列車を利用する場合 は75,000円）	8,198 円	314,079 千円	93,923 円
単身赴任手当	八ヶ岳野外体験教室職員	国と同じ	38,000円	100～300km →8,000円加算	0 円	0 千円	0 円
管 理 職 手 当	管 理 職 職 員  （令和6年4月1日時点、常勤職員に 占める支給者割合＝ 18.7%）	国と同じ	部 長 127,600円 担当部長 111,300円 参 事 92,300円 課 長 85,300円 課長補佐 74,300円	10級139,300円 9級104,200円～130,300円 8級82,200円～117,100円 7級66,400円～88,500円 6級51,900円～72,700円 5級49,600円～59,500円 4級46,300円～55,500円	82,646 円	715,256 千円	996,178 円
宿日直手当	市民病院職員	国と異なる	3,100円～ 13,500円	4,400円～ 21,000円	24,892 円	58,376 千円	267,780 円
管 理 職 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 職 員	国と同じ	6,000円～ 18,000円	6,000円～ 18,000円	0 円	- 千円	- 円
寒 冷 地 手 当	八ヶ岳野外体験教室職員	国と同じ	10,200円	4 級 地 7,360～17,800円	11～3月のみ支給 0 円	0 千円	0 円

（注） 通勤手当の支給実績は、6ヶ月定期相当額を4月に支給しているため1ヶ月の平均金額です。



(13) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

常勤の特別職には給料を、非常勤の特別職には報酬を支給することとされています。

区分	藤 沢 市		（参考）類似団体における 最高額及び最低額			
	（月額）		（月額）		（月額）	
給 料	市 長	1,064,000 円	類 似 団 体	市 長	1,130,000 円	643,500 円
	副市長	893,000 円		副市長	930,000 円	718,300 円
	教育長	766,000 円		教育長	- 円	- 円
	監査委員	690,000 円		監査委員	- 円	- 円
議員報酬	議 長	690,000 円	類 似 団 体	議 長	724,000 円	463,000 円
	副議長	610,000 円		副議長	660,000 円	420,000 円
	議 員	565,000 円		議 員	606,000 円	400,000 円
期末手当	(令和5年度支給割合)					
	市 長					
	副市長	6月期1.55 月分				
	教育長	12月期1.65 月分				
	監査委員	合計 3.20 月分				
	議 長					
副議長	6月期1.70 月分					
議 員	12月期1.70 月分					
		合計 3.40 月分				
退職手当	（算定方式）		（1期の手当額）	（支給時期）		
	市 長	給料月額×在職月数×32/100	16,343,040 円	任 期 毎		
	副市長	給料月額×在職月数×23/100	9,858,720 円	任 期 毎		
	教育長	給料月額×在職月数×18/100	4,963,680 円	任 期 毎		
	監査委員	給料月額×在職月数×16/100	5,299,200 円	任 期 毎		

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長等は4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。  
2 類似団体（人口規模、産業構造が類似している団体）における最高額及び最低額は、令和5年4月1日現在の数字です。

※市長の退職手当の引き下げについて  
現市長に限り、退職手当の引き下げを行っています。  
「32/100」を「12.5/100」としており、  
1期の手当額が、給料月額×在職月数×12.5/100＝6,384,000円になります。

(14) 給与改定の概要

①平成29年

平成29年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて平成29年4月1日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項 目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給 料	初任給・若年層は1,000円程度の引上げ。その他は、400円程度の引上げを基本に改定。行政職給料表（1）の改定率0.19%。	初任給・若年層は1,000円程度の引上げ。その他は、400円の引上げを基本に改定。行政職俸給表（1）の改定率0.2%。

②平成30年

平成30年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて平成30年4月1日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項 目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給 料	初任給は1,500円程度、若年層は1,000円程度の引上げ。その他は400円の引上げを基本に改定。行政職給料表（1）の改定率0.18%。	初任給は1,500円程度、若年層は1,000円程度の引上げ。その他は400円の引上げを基本に改定。行政職俸給表（1）の改定率0.2%。

③令和元年

令和元年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて平成31年4月1日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給料	大卒初任給を1,500円程度、高卒初任給を2,000円程度引上げ。30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定。 行政職給料表（1）平均改定率0.15%	大卒初任給を1,500円程度、高卒初任給を2,000円程度引上げ。30歳台半ばまでの職員が在職する号棒について所要の改定。 行政職俸給表（1）平均改定率0.1%

④令和4年

令和4年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて令和4年4月1日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給料	大卒初任給を3,000円程度、高卒初任給を4,000円程度引上げ。30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定。 行政職給料表（1）平均改定率0.33%	大卒初任給を3,000円程度、高卒初任給を4,000円程度引上げ。30歳台半ばまでの職員が在職する号棒について所要の改定。 行政職俸給表（1）平均改定率0.3%

⑤令和5年

令和5年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告（人事院勧告）に準じて令和5年4月1日に給与の改定を行っています。その概要は次のとおりです。

項目	藤沢市の改定状況	国の改定状況
給料	大卒初任給を11,000円程度、高卒初任給を12,000円程度引上げ。若年層に重点を置いて所要の改定。行政職給料表（1）平均改定率1.22%	大卒初任給を11,000円程度、高卒初任給を12,000円程度引上げ。若年層に重点を置いて所要の改定。行政職俸給表（1）平均改定率0.96%

(15) 給与の見直しの状況

平成21年4月から特殊勤務手当を3種類廃止し、15種類に改定

平成22年4月から特殊勤務手当を3種類廃止し、12種類に改定

平成22年4月から住居手当上限額を4,300円引き下げ

平成22年4月から通勤手当支給対象距離を2kmに引き上げ

平成24年4月から勤続20年以上25年未満の定年退職者の退職手当支給率を引き下げ

平成25年4月から退職手当支給率を平均15%引き下げ

平成30年4月から退職手当支給率を平均3%引き下げ

平成31年4月から扶養手当を改定（配偶者を引き下げ、子を引き上げ）

令和2年4月から持ち家に係る住居手当を2,000円引き下げ

(16) 旅費の概要

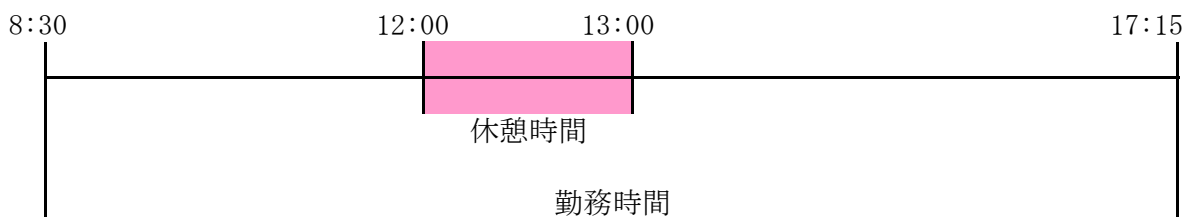
公務出張、赴任に要する費用を旅費として支給しています。その支給内容の概要は次のとおりです。

種 類	内 容	支給額
鉄道運賃・船賃 ・航空運賃等	運賃等を支給しています。	最も経済的な運賃
宿 泊 料	宿泊を要する場合に支給しています。（職員研修で宿泊施設が指定されている場合は、当該指定額）	13,000 円

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 職員の勤務時間及び休憩時間の概要 (令和6年4月1日現在)

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分まで1日7時間45分、週38時間45分です。



##### (2) 年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

(各年1月1日～12月31日)

年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
平均取得日数	10.7日	10.7日	10.6日	11.3日	11.3日	11.3日	12.5日

##### (3) 特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

種類	具体的な内容	付与日数	取得者数		
			令和3年	令和4年	令和5年
公民権行使等休暇	選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要と認める期間	4人	0人	2人
ドナー休暇	骨髄液の提供(親族を除く)	その都度必要と認める期間	0人	0人	1人
ボランティア休暇	自発的に報酬を得ず社会貢献活動	5日以内	1人	2人	4人
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難	連続する2日以内	44人	38人	35人
結婚休暇	結婚する場合	連続する5日以内	56人	78人	63人
健康診査等休暇	妊娠中、出産後1年以内の検診	その都度必要と認める期間	24人	39人	25人
通勤緩和休暇	交通機関の混雑が妊婦の健康に支障を与える	1日につき1時間以内	5人	4人	2人
出産休暇	出産する場合	産前産後各8週間	95人	112人	113人
出産補助休暇	配偶者が出産する場合	産前産後各2週間で5日以内	81人	99人	74人
育児時間休暇	満3歳に達しない子の養育	1日に1時間以内で30分単位	151人	131人	152人
育児参加休暇	産休中に出産に係る子9歳未満の子の育児	産前産後各8週間で5日以内	61人	89人	61人
児童養育休暇	小学3年生までの子の養育	1日に2時間以内で30分単位	16人	16人	18人
子の看護休暇	小学3年生までの子の負傷、疾病の看護	子が1人7日、2人10日、3人15日以内	391人	469人	513人
家族看護休暇	親族の負傷、疾病の看護	7日以内	392人	519人	589人
短期の介護休暇	同居の親族が負傷、疾病にかかった場合	要介護者が1人7日、2人10日、3人15日以内	40人	51人	77人
忌引休暇	親族が死亡した場合	親族の区分に応じた日数	419人	496人	398人
祭日休暇	法事、祭事を営む日(死亡後15年以内)	1日	39人	35人	24人
交通遮断等休暇	交通機関の事故	その都度必要と認める期間	1763人	2345人	1446人
災害等罹災休暇	地震、水害、火災等で住宅が滅失破壊	連続する7日以内	1人	0人	0人

(4) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

種 類	取得者数						
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護休暇	0人	4人	4人	3人	5人	7人	7人
	0人	4人	4人	3人	5人	6人	6人

(注) 下段は、女性の取得者数であり、内数です。

(5) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき療養のために必要最小限の期間、勤務することが免除されます。

種 類	取得者数						
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病気休暇	371人	330人	297人	249人	218人	316人	658人

(6) 育児休業等の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、育児休業は最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は30分単位で取得することができます。

種 類	取得者数						
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児休業	170人	183人	173人	186人	188人	217人	234人
	166人	179人	171人	177人	165人	181人	183人
部分休業	37人	46人	42人	52人	40人	47人	49人
	34人	43人	41人	51人	39人	44人	47人

(注) 下段は、女性の取得者数であり、内数です。

種 類	利用者数						
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児短時間勤務	75人	82人	98人	103人	83人	79人	88人
	75人	82人	98人	101人	81人	78人	86人

(注) 下段は、女性の制度利用者数であり、内数です。

(7) 自己啓発等休業等の概要と取得状況

職員が大学における修学や国際貢献活動等公務に関する能力の向上に資する能力開発を図るための休業制度であり、自己啓発等休業は最長3年間取得することができます。自己啓発等休業は1日単位で、修学部分休業は30分単位で取得することができます。

種 類	取得者数						
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自己啓発等休業	1人	2人	2人	1人	1人	1人	1人
修学部分休業	1人	1人	1人	1人	0人	0人	0人

(8) 配偶者同行休業の概要と取得状況

有為な職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度であり、最長3年間取得することができます。

種 類	取得者数						
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配偶者同行休業	1人	1人	1人	1人	1人	3人	4人

(9) 安全衛生管理体制の整備状況

職員の安全衛生管理については「労働安全衛生法」並びに本市独自の「藤沢市職員安全衛生管理規程」に基づき整備し、管理体制の充実・推進を図っています。

組 織 等	説 明	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
		設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数
総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障がい防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者。	1件	1件	1件	1件
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者。	3件	3件	3件	3件
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者。	7件	7件	7件	7件
安全衛生推進者等	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者。	33件	33件	33件	33件
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師。	7件	7件	7件	7件
安全衛生委員会及び安全衛生懇談会	職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するために、事業場の規模に応じ、安全衛生委員会または安全衛生懇談会を設置しています。危険及び健康障がいの防止に向け職場巡視、安全衛生研修等を実施し、快適な職場環境の形成促進に向け活動しています。	42件	42件	42件	42件

- (注) 1 安全衛生委員会を設置している事業場…学校給食調理場及び職員数が50人以上の施設等  
 2 安全衛生懇談会を設置している事業場…1以外の施設等  
 3 類似した業務を扱う複数の事業場の職員が集まり、災害発生事例の共有化による再発防止、研修の効果的な実施等をめざし、安全衛生協議会を設置しています。  
 安全衛生協議会等組織のある事業場…環境部施設、保育園、学校用務員職場  
 4 事業場の安全衛生委員会または安全衛生協議会等の調整及び重要事項を調査審議するため安全衛生審議会を設置しています。総括安全衛生管理者、各委員会または協議会の代表者、産業医、職員団体の代表者により構成されています。

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由に該当すると、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に職場の秩序を維持し、回復を図るために行う処分です。

①分限処分者

処 分 事 由	令和4年度				令和5年度			
	降 任	免 職	休 職	降 給	降 任	免 職	休 職	降 給
勤務実績が良くない場合	0人	0人			0人	0人		
心身の故障の場合	0人	0人	43人		0人	0人	60人	
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人			0人	0人		
<small>職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合</small>	0人	0人			0人	0人		
刑事事件に関し起訴された場合			0人				0人	
計	0人	0人	43人	0人	0人	0人	60人	0人
合 計	43人				60人			

②懲戒処分者

処 分 事 由	令和4年度				令和5年度			
	免 職	停 職	減 給	戒 告	免 職	停 職	減 給	戒 告
諸給与の不正領得	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
受験採用の際の虚偽行為	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職務命令違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
信用失墜行為	0人	0人	0人	2人	0人	0人	0人	0人
守秘義務違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職務専念義務違反	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人
政治的行為違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
争議行為	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
営利企業等従事制限違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
公職選挙法違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
傷害・暴行の刑法違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
金銭・異性関係等の非行	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
収 賄	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
横 領	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
道路交通法違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
管理監督者責任	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
その他 ( )	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	2人	0人	1人	0人	0人
合 計	2人				1人			

(注) 地方公務員法以外の処分として訓告等の処分があります。

## 6 職員のサービスの状況

### (1) サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概要	参考条文
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。	地方公務員法第33条
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。	地方公務員法第34条
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。	地方公務員法第35条
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。	地方公務員法第36条
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。	地方公務員法第37条
営利企業への従事等の制限	職員は営利企業等に従事することが制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。	地方公務員法第38条

### (2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況

職務専念義務は一定の事由がある場合に限り、免除されます。

種類	具体的な内容	付与日数	承認者数	
			令和4年	令和5年
ツワリ休暇	妊娠してから出産日までの間に、半日又は1日を単位で取得	10日	22人	13人
結婚休暇	特別休暇としての結婚休暇5日間のほか1日	1日	66人	56人
夏期休暇	6月1日から9月30日までの間に7日間（期間内17日に1日）	7日	3,731人	3,333人
ヘルスケア（人間ドック）	年1回限り7時間45分を上限で必要と認める時間	1日	1,852人	1,358人
ヘルスケア（再検査）	定期健康診断又は人間ドックの受診結果による再検査1回	1日		
リフレッシュ休暇	永年勤続者の心身のリフレッシュを目的とした連続する5日以内	5日以内	499人	468人
職員団体（組合）の事務従事	地方公務員法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉を行う場合	必要と認めた時間	133人	273人

### (3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は任命権者が許可した場合を除き、「営利企業等への従事」を禁じられています。具体的には①営利企業の役員等の地位を兼ねること、②みずから営利企業を営むこと、③報酬を得てなんらかの事業、事務に従事することがあります。

許可した内容	許可件数				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
営利企業の役員等の地位を兼ねること	16件	16件	16件	15件	5件
報酬を得てなんらかの事業、事務に従事すること	56件	49件	73件	52件	66件
講演（医師）	165件	129件	202件	250件	210件
診療業務（医師）	22件	32件	31件	38件	25件
計	259件	226件	322件	355件	306件



(4) 在籍専従休職制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ職員団体（組合）の業務にもっぱら従事することができます。

（無給休職扱いとなります。）

登 録 団 体	許 可 件 数				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
藤 沢 市 職 員 労 働 組 合	6 件	5 件	6 件	4 件	4 件

7 職員の退職管理の状況

(1) 部長級退職者の再就職届出の状況

退職した部長級職員の任命権者への再就職の届出の状況は以下のとおりです。  
令和4年度退職者

区 分	行政職給料 表(1)	医療職給料 表(1)	医療職給料 表(2)	医療職給料 表(3)
退職者数	6人	0人	0人	1人
再就職届出数	1人	-人	-人	0人

令和5年度退職者

区 分	行政職給料 表(1)	医療職給料 表(1)	医療職給料 表(2)	医療職給料 表(3)
退職者数	5人	0人	0人	0人
再就職届出数	0人	-人	-人	-人

(2) 外郭団体等への管理職の再就職の状況(各年4月1日現在)

退職時に管理職であった者の外郭団体等への再就職の状況は以下のとおりです。  
令和4年度末退職者

再就職先	他の地方 公共団体	特定地方独 立行政法人	外郭団体	非営利団体 (他の項目に該当 するものを除く)	営利企業 (他の項目に該当 するものを除く)
再就職者数	0人	0人	4人	1人	0人

令和5年度末退職者

再就職先	他の地方 公共団体	特定地方独 立行政法人	外郭団体	非営利団体 (他の項目に該当 するものを除く)	営利企業 (他の項目に該当 するものを除く)
再就職者数	0人	0人	3人	0人	0人

(注) 外郭団体とは、土地開発公社等、藤沢市が資本金又は基本金等の25%以上を出資している法人をいいます。

8 職員の研修の状況

基本研修、専門研修、派遣研修、職場研修、自主研修を5つの柱として、職員が自発的に能力開発を行えるような風土を醸成し、時代の変化に対応できる研修を実施しています。

区分	受講者数			備考	
	令和4年度	令和5年度	対前年度増減数		
基本研修	新採用前期研修	94人	88人	-6人	
	新採用後期研修	89人	88人	-1人	
	一般一部研修（採用後3年目）	66人	87人	21人	
	一般二部研修（採用後6年目）	54人	90人	36人	
	一般三部研修（採用後8年目）	88人	85人	-3人	
	監督者一部研修（主査昇任者）	54人	54人	0人	
	監督者二部研修（上級主査昇任者）	38人	39人	1人	
	管理職一部研修（課長補佐級昇任者）	47人	53人	6人	
	管理職二部研修（課長級昇任者）	30人	27人	-3人	
	管理職三部研修（所長（参事）級昇任者）	16人	15人	-1人	
	管理・監督者研修	16人	55人	39人	対象者枠拡大
	任期付職員二部研修	11人	19人	8人	
	上級職員研修（行政職給料表(2)）	0人	16人	16人	
	合同クレド研修（待遇）	73人	94人	21人	
	合同クレド研修（協働コーディネート）	19人	19人	0人	名称変更
	所属長研修	121人	117人	-4人	
	ネクストキャリア・モチベーションアップ研修	31人	17人	-14人	名称変更
	会計年度任用職員研修	187人	234人	47人	
	専門研修	e-JINZAI 動画研修コンテンツ	0人	36人	36人
ICTの利活用		16人	26人	10人	
タイムマネジメント		14人	80人	66人	
プレゼンテーション		9人	76人	67人	
CS向上		0人	23人	23人	
ビジネスマナー		0人	59人	59人	
Microsoft Office研修		35人	120人	85人	
エクセルマクロ研修		37人	45人	8人	
広報デザイン		15人	22人	7人	
チーム力向上研修		0人	34人	34人	
情報収集・発信の基礎		0人	48人	48人	
課題処理シミュレーション		0人	29人	29人	
アンガーマネジメント		42人	66人	24人	
二市一町合同研修		13人	19人	6人	
資料作成研修（ナッジ理論活用）		26人	71人	45人	
コーチング		28人	22人	-6人	
市民協働研修		8人	10人	2人	
ロジカルライティング		9人	0人	-9人	
庶務実務研修		129人	334人	205人	
技術職員研修		80人	54人	-26人	
福祉指導員研修		35人	102人	67人	
地区福祉窓口相談員研修		0人	63人	63人	
職員能力開発研修		1人	0人	-1人	
職員対応要領研修	0人	124人	124人		
男女共同参画セミナー	105人	90人	-15人		
女性活躍推進研修	0人	18人	18人		
人権デュエディリジェンスの実践	0人	12人	12人		
小田急ワークショップ	0人	6人	6人		
派遣研修	省庁派遣研修	2人	2人	0人	
	自治大学校派遣研修	0人	0人	0人	
	国土交通大学校派遣研修	0人	1人	1人	
	（一財）全国建設研修センター派遣研修	12人	16人	4人	
	市町村アカデミー派遣研修	0人	4人	4人	
	（公財）神奈川県市町村研修センター派遣研修	21人	57人	36人	
	（一社）日本経営協会	22人	23人	1人	
	民間企業派遣	11人	11人	0人	
	（公財）神奈川県都市整備技術センター	21人	46人	25人	
	その他の派遣研修	18人	36人	18人	

職場	部内職場研修	1,116 人	1,092 人	-24 人	
	課内職場研修	8,733 人	5,437 人	-3,296 人	
	マンツーマン研修	40 人	75 人	35 人	
	マンツーマン指導員研修	31 人	63 人	32 人	
	FUJISAWAにこやかクレド研修	116 人	110 人	-6 人	
自主	資格取得支援	29 人	17 人	-12 人	
	自主研究グループ活動の奨励	13 人	29 人	16 人	
	合 計	11,821 人	9,805 人	-2,016 人	

## 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 共済組合の概要

藤沢市の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入します。

神奈川県市町村職員共済組合は大きく分けて、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の3つの事業を行っています。これらの事業に必要な費用は「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

令和4年10月から、地方公務員等共済組合法の適用拡大により、要件を満たす非常勤職員は短期組合員（短期給付・福祉事業のみ適用）となりました。

#### ①短期給付

組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。

種 類		内 容
法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付に加えて支払われる給付

#### ②長期給付事業

組合員の退職・障がい・死亡に対して年金・一時金の給付を行います。

#### 共済組合からの給付

種 類		内 容
老齢給付	老齢厚生年金	原則として、被保険者期間などが10年以上で、かつ、65歳（生年月日による経過措置有）に達したときに支給
障害給付	障害厚生年金 障害手当金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障がいの状態になったときに支給
遺族給付	遺族厚生年金	在職中または退職後に死亡したときに支給
退職等年金給付	退職年金	引き続き組合員であった期間が1年以上あり、65歳以上で退職しているときに支給
	公務障害年金	公務による病気又は負傷により障害の状態になったときに支給
	公務遺族年金	公務による病気又は負傷が原因で在職中又は退職後に死亡したときに支給

(注) 平成27年10月から被用者年金制度が一元化され共済年金は、厚生年金に統一されました。共済年金の職域年金相当部分が廃止され（経過的給付あり）、退職等年金給付が設けられました。

#### 日本年金機構からの給付

種 類	内 容
老齢基礎年金	保険料納付済期間等が10年以上ある方が65歳になったときに支給
障害基礎年金	初診日前に保険料納付済期間などが加入期間の3分の2以上ある方が、障害等級1級または2級に該当する障がい者になったときに支給
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金受給権者が死亡したときで、その方に扶養されていた子（18歳の最初の3月31日までの間の子）がいるときに支給

### ③福祉事業

組合員の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

短期組合員については、保健事業・貸付事業・物資事業の一部は当面の間利用不可となっています。

種類	内容
保健事業	人間ドック等の補助、電話健康相談、宿泊施設・保養所利用助成、厚生施設（プール等）利用助成など
宿泊事業	「湯河原温泉ちとせ」の運営
貯金事業	給料天引きにより積立 (年率1.52% 令和6年4月1日現在)
貸付事業	普通貸付、特別貸付、住宅貸付、災害貸付、在宅介護対応住宅貸付、高額医療貸付、出産貸付
物資事業	自動車・オートバイ代金の立て替え払いをし、割賦により職員から返済を受ける。

### (2) 公務災害補償の概要と実施状況

公務において、災害が発生し、職員が傷病したり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	傷病	死亡	傷病	死亡	傷病	死亡	
通勤災害	新規認定件数	14件	0件	15件	0件	12件	0件
	補償継続件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
公務上災害	新規認定件数	31件	0件	42件	0件	52件	0件
	補償継続件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

### (3) 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に基づき、職員に対し定期健康診断を年1回実施しており、専門的な職種については必要に応じて各種特殊健康診断及び予防接種を実施する中で職員の健康に配慮しています。

また、健康診断結果の事後指導においても、職員課衛生管理担当に保健師を配置し、その指導にあたりるとともに、内科医の産業医と連携を図る中で健康相談及び適切な助言指導を行っています。

### (4) メンタルヘルスへの対応状況

メンタルヘルスへの対応については、精神科医の産業医と連携を図ることで、適切な助言指導及び療養からの職場復帰に向けた対応を図っています。あわせて職員課衛生管理担当に保健師を配置し、随時職員からの相談を受け付けています。

これに加え、職員自らが心の健康度を把握しストレスに適切に対処するため、平成19年度から「メンタルヘルス調査」を実施してきましたが、平成27年12月から労働安全衛生法に基づき義務づけられている「心理的な負担の程度を把握するための検査（通称ストレスチェック）」に対応し、平成28年度から実施しています。

また、職員各個人にパンフレットを配布するなど、メンタルヘルスに対する正しい知識と情報提供を行い、その予防に向けた対策を図っています。

(5) セクシュアルハラスメントへの対応状況

セクシュアルハラスメントに対しては、職員の相談窓口を職員課衛生管理担当において随時相談を受け付けており、相談を受けた場合、その内容により必要に応じて所属長や人事担当と連携してその解決に向け対応を図っています。また、各階層別研修や職場研修・パンフレットの配布等の機会をとおして、この問題についてふれることで、職員の意識の向上を図っています。

(6) その他職員福祉のための独自の制度の概要

市では、地方公務員法に基づく、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項（福利厚生事業）を職員により設立された藤沢市職員福利厚生会に委託し、事業を実施しています。

この職員福利厚生会は、職員の相互扶助、職員間の信頼関係の醸成及び行政効率の向上を図ることを目的に、市からの委託料と職員からの会費を主たる財源として運営しています。

市の委託事業として、人間ドック受検費用の一部助成をはじめとする健康支援事業や文化・体育事業等を実施するほか、職員の会費により慶弔見舞金の給付や生活資金貸付等の事業を実施しています。

①藤沢市職員福利厚生会予算額及び決算額

区分	令和4年度予算額				令和4年度決算額			
	一般会計	特別会計	委託料	公費率	一般会計	特別会計	委託料	公費率
額	161,178 千円	136,750 千円	62,215 千円	45.4 %	159,972 千円	141,741 千円	51,820 千円	40.6 %

区分	令和5年度予算額				令和5年度決算額			
	一般会計	特別会計	委託料	公費率	一般会計	特別会計	委託料	公費率
額	158,984 千円	128,357 千円	65,205 千円	46.5 %	153,960 千円	144,084 千円	52,631 千円	40.7 %

区分	令和6年度予算額			
	一般会計	特別会計	委託料	公費率
額	157,988 千円	135,170 千円	65,205 千円	46.3 %

②互助会を通じて実施した事業

令和5年度に職員福利厚生会が実施した事業は次のとおりです。（福利厚生会が職員からの会費のみで実施し、市の委託料が充当されていない事業は除きます。）

給付事業概要	利用者数	事業費	利用者1人当たりの公費負担額
メンタルヘルスカウンセリング助成	3 人	50 千円	16,700 円
インフルエンザ予防接種助成	893 人	1,334 千円	1,500 円
35歳以上人間ドック受検助成	2,165 人	32,043 千円	14,800 円
35歳未満簡易人間ドック受検助成	19 人	321 千円	16,900 円
禁煙治療助成	0 人	28 千円	0 円
鍼灸マッサージ・リラクゼーションの施療助成	872 人	872 千円	1,000 円

(注) 職員個人に給付している事業について記載しています。この他、職員スポーツ大会、機関紙発行等の事業を行っています。

10 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て及び苦情処理）

(1) 苦情処理制度の概要と状況

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会にすることができます。

新規申立件数	処 理 件 数				令和5年度末 係属件数
	措 置	打切り	取下げ	計	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。

令和5年度当 初係属件数	新規申立 件数	処 理 件 数					令和5年度末 係属件数
		申立容認	棄 却	却 下	取下げ	計	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

令和5年度当 初係属件数	新規申立 件数	処 理 件 数					令和5年度末 係属件数
		処分取消	処分容認	却 下	取下げ	計	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※藤沢市の類似団体は、次のとおりです。市町村の類似団体は、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）により、指定都市、中核市、特例市、特別区を除く一般市については16類型、町村については15類型に分類されています。

釧路市	苫小牧市	ひたちなか市	上尾市	新座市	久喜市	市川市	松戸市
野田市	佐倉市	習志野市	市原市	流山市	八千代市	浦安市	立川市
三鷹市	府中市	調布市	町田市	小平市	日野市	東村山市	西東京市
鎌倉市	秦野市	津 市	宇治市	和泉市	伊丹市	川西市	宇部市
山口市	徳島市						